

# 令和7年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和8年3月26日

秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和7年度実地調査の結果については、次のとおりである。

## 1 令和7年度調査の概要

### (1) 実施時期

令和7年9月下旬から令和8年1月下旬まで

### (2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など34者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など56者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数90者】 昨年度実施件数98者（元請負人36者・下請負人61者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	34者	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	56者	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり1～2者を選定した。

## 2 令和7年度調査の結果

全ての元請負人（34者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導34者・文書指導20者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（20者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	13者（25者）
工事完成後の支払を受けたときは、当該支払を受けた日から1月以内に下請代金を支払うこと。	5者（4者）
下請負人に対し、施工体制台帳の作成義務がある旨を書面により通知すること。	4者（3者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

## 3 令和7年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。

## 令和6年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和7年3月21日  
秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和6年度実地調査の結果については、次のとおりである。

## 1 令和6年度調査の概要

## (1) 実施時期

令和6年10月下旬から令和6年12月下旬まで

## (2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など36者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など61者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数97者】 昨年度実施件数98者（元請負人36者・下請負人62者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>36者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>61者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり1～数者程度を選定した。

## 2 令和6年度調査の結果

全ての元請負人（36者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導35者・文書指導28者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（28者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	25者（25者）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	8者（15者）
施工責任範囲及び施工条件を明確にすること。	3者（4者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

## 3 令和6年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。